写

基安化発第1119001号
平成15年11月19日

《関係団体の長》

厚生労働省労働基準局
安全衛生部化学物質調査課長

石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令改正の周知について

日頃から化学物質等による労働者への健康障害の防止に多大なる御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成15年11月19日付け基発第1119005号「石綿含有製品の製造等禁止に係る労働安全衛生法施行令の改正について」により、当該改正政令の内容の周知等をお願いしているところですが、御参考までに広報誌等へ掲載する場合のサンプルを添付いたしますので、必要に応じ御活用いただければ幸甚に存じます。

なお、広報用リーフレットにつきましては、別途送付いたします。必要があれば在庫部数の範囲内で余部を送付いたしますので、以下までご連絡ください。

厚生労働省労働基準局安全衛生部
化学物質調査課調査班
TEL：０３－３５０２－６７５６
FAX：０３－３５０２－１５９８

周知依頼団体一覧

1　災防団体（6）

中央労働災害防止協会
建設業労働災害防止協会
林業・木材製造業労働災害防止協会
陸上貨物運送事業労働災害防止協会
鉱業労働災害防止協会
港湾貨物運送事業労働災害防止協会

2　安全衛生団体等（１４）

（財）安全衛生技術試験協会
（財）産業医学振興財団
（社）産業安全技術協会
（社）日本作業環境測定協会
（社）全国労働衛生団体連合会
（社）日本クレーン協会
（社）日本ボイラ協会
（社）ボイラ・クレーン安全協会
（社）建設荷役車両安全技術協会
（社）日本保安用品協会
（社）日本労働安全衛生コンサルタント会
全国社会保険労務士会連合会
労働福祉事業団
（社）日本化学物質安全・情報センター

3　アンケート調査対象及びヒアリング対象団体（２９）

（1）メーカー団体（１１）

押出成形セメント板（ＥＣＰ）協会
セメントファイバーボード工業組合
せんい強化セメント板協会
全国石綿スレート協同組合連合会
（社）日本建築材料協会
（社）日本自動車部品工業会
（社）日本石綿協会
（社）日本接着剤工業会

（社）日本塗料工業会
日本窯業外装材協会
大阪石綿紡織工業会

（2）ユーザー団体（１８）

①建材関係（７）

（社）建築業協会
（社）住宅生産団体連合会
（社）全国建設業協会
（社）全国中小建築工事業団体連合会
（社）日本建築士会連合会
（社）日本鉄道建設業協会
全国建設労働組合総連合

②非建材関係（１１）

石油連盟
電気事業連合会
（社）日本エレベータ協会
（社）日本化学工業協会
（社）日本航空宇宙工業会
（社）日本自動車工業会
（社）日本舟艇工業会
（社）日本造船工業会
（社）日本中小型造船工業会
（社）日本舶用工業会
（社）日本産業車両協会

4　建設関係団体等（１８）

（財）建設業振興基金
（社）プレハブ建築協会
（社）建設産業専門団体連合会
（社）全国中小建設業協会
（社）日本建設業団体連合会
（社）日本土木工業協会
（社）日本道路建設業協会
（社）全国建設産業団体連合会
全国建設業共同組合連合会
全国建設産業協会

（社）日本建築学会
（社）日本電力建設業協会
住宅リフォーム推進協議会
（社）日本ビルヂング協会連合会
（社）不動産協会
（社）日本建築士事務所協会連合会
（社）日本建築家協会
（社）全日本建築士会

5　その他業界団体（２３）
（社）セメント協会
（社）全国建築コンクリートブロック工業会
（社）全日本トラック協会
（社）日本機械工業連合会
（社）日本建設機械化協会
（社）日本建設機械工業会
（社）日本自動車整備振興会連合会
（社）日本倉庫協会
（社）日本鉄鋼連盟
（社）日本民営鉄道協会
日本鉄道車輌工業会
普通鋼電炉工業会
（社）日本産業機械工業会
（社）全国建設機械器具リース業協会
化成品工業協会
石油化学工業協会
日本無機薬品協会
関西化学工業協会
（社）日本化学会
（社）日本ＤＩＹ協会
（社）日本電機工業会
（社）日本建材産業協会
日本鉱業協会

6　労使団体（２）
（社）日本経済団体連合会

日本労働組合総連合会

改正労働安全衛生法施行令の概要

石綿含有製品の製造等を禁止するため、労働安全衛生法施行令が改正され、平成１６年１０月１日に施行されることとなりました。

１　改正の概要

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の１パーセントを超えて含有する以下の製品の製造、輸入、譲渡、提供又は使用が禁止となります。（第１６条及び別表第８の２関係）

①　石綿セメント円筒
②　押出成形セメント板
③　住宅屋根用化粧スレート
④　繊維強化セメント板
⑤　窯業系サイディング
⑥　クラッチフェーシング
⑦　クラッチライニング
⑧　ブレーキパッド
⑨　ブレーキライニング
⑩　接着剤

２　留意事項

（１）施行日前に製造され、又は輸入された製品は、改正政令は適用されません。

（２）試験研究目的の場合に限り、都道府県労働局長の許可を受けることを条件に石綿含有製品の製造、輸入又は使用ができますが、譲渡、提供はできません。

（３）石綿を含有しない①～⑩の製品が禁止されるものではありません。

（４）石綿を含有する建材は①～⑤のいずれかに該当し、石綿を含有するクラッチ又はブレーキに用いられる石綿を含有する摩擦材は、⑥～⑨のいずれかに該当します。

詳しくは、最寄りの都道府県労働局又は労働基準監督署までお問い合わせ下さい。

改正労働安全衛生法施行令の概要

製造等が禁止される有害物として石綿含有製品のうち１０品目を追加する「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令」が、１０月１６日に、平成１５年政令第四五七号として公布されました。

具体的な改正の経緯、政令の概要は以下のとおりです。

なお、同令の施行は、平成１６年１０月１日とされています。

１　経緯

石綿は、耐熱性、耐腐食性、耐摩耗性等に優れた材料ですが、その粉じんを吸入することにより、肺がん、悪性中皮腫、石綿肺を発生させることが明らかになっています。このような重篤な健康障害を防止する観点から、石綿のうち特に有害性の高いアモサイト及びクロシドライトについては、平成７年に労働安全衛生法施行令第１６条の改正によりその使用等が禁止されました。

しかし、その他の種類の石綿（クリソタイル等）については他の材料による代替が困難であったこと等から、使用等の禁止までは行わず、特定化学物質等障害予防規則において、局所排気装置の設置、呼吸用保護具の使用等のばく露防止対策等による管理の徹底が図られてきました。

近年これらの石綿についても代替品の開発が進んできていることを踏まえ、厚生労働省において国民の安全確保等にとって石綿製品の使用がやむを得ないものを除き、原則として使用等を禁止する方向で専門家による検討が行われていましたが、その結果、代替化が可能であるとされた製品について、労働安全衛生法施行令第１６条が改正され、その使用等が禁止されることとなりました。

２　改正の概要

（１）禁止される製品

石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く。）をその重量の１パーセントを超えて含有する以下に掲げる製品（以下「石綿含有製品」という。）を製造し、輸入し、譲渡し、提供し、又は使用してはならないこととなりました。（第１６条及び別表第８の２関係）

①　石綿セメント円筒
②　押出成形セメント板
③　住宅屋根用化粧スレート
④　繊維強化セメント板
⑤　窯業系サイディング
⑥　クラッチフェーシング
⑦　クラッチライニング
⑧　ブレーキパッド
⑨　ブレーキライニング
⑩　接着剤

（２）経過措置

施行日（平成１６年１０月１日）前に製造し、又は輸入された石綿含有製品については、譲渡、提供又は使用の禁止は適用されません。（附則第２条第１項関係）

（３）試験研究に係る例外措置

施行日以降であっても、試験研究目的の場合は、労働安全衛生法施行令第１６条第２項に規定する都道府県労働局長の許可を受ければ石綿含有製品の製造、輸入又は使用ができます。

なお、施行日において現に石綿含有製品を試験研究のため製造し、又は使用している者は、この許可がなくても、石綿含有製品を製造し、又は使用することができます。（附則第２条第２項関係）

ただし、平成１７年１月以降も製造又は使用を継続する場合は、この期間中に、都道府県労働局長の許可を受ける必要があります。

3　製品について

２（１）の①～⑩までに掲げた製品のうち、①～⑤までは建材、⑥～⑨まではブレーキ等に用いられる摩擦材、⑩は接着剤と分類されます。

なお、本改正による製造等の禁止は、これらの製品のうち石綿を含有するもののみ対象とするものであり、製品全体を対象とするものではありません。

（１）建材

①　石綿セメント円筒

主に煙突として用いられています。

②　押出成形セメント板

主に非耐力外壁又は間仕切壁に用いられています。

③　住宅屋根用化粧スレート

主に住宅屋根に張られた板の上に葺く化粧板として用いられています。

④　繊維強化セメント板

主に工場等の屋根や外壁に用いられています。

⑤　窯業系サイディング

主に外装に用いられています。

なお、石綿を含有する建材は、この５製品のいずれかに該当します。

また、建材として製品となっているものについては、穴を空ける等により製品が粉となって飛散する状態とならない限り、通常、石綿によるばく露の危険はありません。

（２）摩擦材

ブレーキ又はクラッチに用いられる石綿を含有する摩擦材は原則として⑥～⑨の４つの製品のいずれかに該当します。